

6/19 五種

細田

衆院  
議長

# 地元議員らに金銭渡すか

昨年衆院選

地元議員らに金銭渡す

『週刊文春』報道

衆院議長の細田博之  
議員（島根一区）が昨  
年10月の衆院選で、選

挙運動をした地元議員  
らに労務費として金銭

を渡したとの日発売の  
『週刊文春』が報じて  
います。公職選挙法  
上、選挙運動員への報

酬は支給できないた  
め、同誌は議員への  
資金提供が公職選挙法  
違反の買収にあたる疑  
いがあると指摘してい  
ます。

細田氏をめぐって  
は、女性記者へのヤク  
ハラ疑惑で説明責任が  
問われていますが、新  
たに選挙買収疑惑が浮  
上した形です。

『文春』の報道によ  
ると、細田氏が島根県  
選挙管理委員会に提出  
した「選挙運動費用收  
支報告書」に、選挙区

内の市議と町議11人に  
対して衆院選の公示日に  
に計6万5千700円の  
労務費を支払った記録  
があるといいます。

同誌は市議らから、  
労務費の趣旨について  
の証言を得たとして  
います。市議らは、公  
示印1枚あたり20

記事は「選挙運動に  
従事する者が単なる事  
務や労務を行った場合  
でも、それは選挙運動  
に付随したもので、報  
酬を支払うことはでき  
ない」との判例を示  
し、細田氏の陳述によ  
る運動員買収が“証拠  
と証言”で裏付けられ  
たとしています。

「張りをした」「代金  
だと語った」といいま  
す。

公選法上、ボスター

張りは「機械的な單純  
作業」で、対価を労  
務費として支払うこと  
とも認められますが、  
同じ日に選挙運動をし  
たという市議の証言が  
あったと報じています。